(1) 二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの

(2) 電圧調整装置を付加するもの

(3) 遮断器

1 （一）中欄の発電設備に係る送電線引出口の遮断器（需要設備と電気的に接続するためのものを除く。）であって、電圧三十万ボルト以上のものの設置（ガス遮断器又はガス遮断器以外の遮断器に替え、ガス遮断器を設置する場合を除く。）

2 （一）中欄の発電設備に係る送電線引出口の遮断器（需要設備と電気的に接続するためのものを除く。）であって、電圧三十万ボルト以上のものの改造のうち、二十パーセント以上の遮断器（ガス遮断器及び真空遮断器にあっては、三十パーセント）以上の遮断電流の変更を伴うもの

3 （一）中欄の発電設備に係る遮断器であって、周波数低下による事故の拡大を防止するために設置するもののうち電気事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のものの設置

3 附帯設備

(1) 発電所の運転を管理するための制御装置

(2) 非常用予備発電装置

改造であって、次に掲げるもの

(1) 制御方式の変更を伴うもの

(2) 中央制御室機能の変更を伴うもの

(3) 中央制御室外原子炉停止機能の変更を伴うもの

改造であって、次に掲げるもの

(1) 常用電源装置との切換方法の変更を伴うもの

(2) 内燃機関（機関若しくは非常調速装置、内燃機関若しくは附属する冷却水設備、内燃機関に附属する空気圧縮設備（空気だめに限る。）又は燃料ディタンク若しくはサービスタンクに限る。）に係るもの

(2) 過結機、調速装置若しくは附属する冷却水設備、内燃機関に附属する空気圧縮設備（空気だめに限る。）又は燃料ディタンク若しくはサービスタンクに限る。）に係るもの

1 改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、内燃機関（内燃機関に附属する空気圧縮設備にあっては圧縮機を除く。）に係るもの

2 修理であって、内燃機関（過結機、調速装置若しくは非常調速装置、内燃機関に附属する冷却水設備、内燃機関に附属する空気圧縮設備（空気だめに限る。）又は燃料ディタンク若しくはサービスタンクに限る。）、発電機

4 他の者が設置する電気工作物（需要設備に接続するための遮断器であって、電圧十七万ボルト以上のものの取替え

1 送電線引出口の遮断器（需要設備と電気的に接続するためのものを除く。）であって、電圧十七万ボルト以上のもの（中欄に掲げるものを除く。）の設置（ガス遮断器又はガス遮断器以外の遮断器に替え、ガス遮断器を設置する場合を除く。）

2 送電線引出口の遮断器（需要設備と電気的に接続するためのものを除く。）であって、電圧十七万ボルト以上のものの改造のうち、二十パーセント以上の遮断器（ガス遮断器及び真空遮断器にあっては、三十パーセント）以上の遮断電流の変更を伴うもの（中欄に掲げるものを除く。）

3 周波数低下による事故の拡大を防止するために設置する遮断器であって、電気事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のもの（中欄に掲げるものを除く。）の設置

4 送電線引出口の遮断器（需要設備と電気的に接続するためのものを除く。）であって、電圧十七万ボルト以上のもの（中欄に掲げるものを除く。）の改造のうち、二十パーセント以上の遮断器（ガス遮断器及び真空遮断器にあっては、三十パーセント）以上の遮断電流の変更を伴うもの（中欄に掲げるものを除く。）

(1) 二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの

(2) 電圧調整装置を付加するもの

3 電圧十七万ボルト以上であって、容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の取替え

(3) 非常用予備発電装置に係る基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

(4) 発電機（発電機又は励磁装置に限る。）に係るもの

(5) 冷却設備に係るもの

(6) その他の電源装置（非常用のものに限る。）に係るもの

（発電装置又は励磁装置に限る。）、冷却設備又はその他の電源装置（非常用のものに限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

別表第二（第十一条、第十四条関係）

電気工作物の種類	記載すべき事項		
	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	
一　発電所	1　名称及び発電所の位置（都道府県郡市区町村字を記載すること。） 2　発電所の出力及び周波数 3　特定対象事業に係るものにあっては、その特定対象事業に係る第四十六条の二十七第二項の規定により指定された地域内における環境の保全のための措置	送電関係一覧図 事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであることの説明書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る事業用電気工作物であって、一般電気事業の用に供されるものに係る場合に限る。） 特定対象事業に係るものにあっては、特定対象事業実施区域内の主要工作物及び主要仮設備の配置図 特定対象事業に係るものにあっては、その特定対象事業に係る第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従って講ずべき環境の保全のための措置に関する説明書 大気汚染防止法第二条第二項のばい煙発生施設を設置する場合は、ばい煙に関する説明書 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、騒音に関する説明書 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設を設置する場合は、有害物質貯蔵指定施設に関する説明書 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、振動に関する説明書	添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）